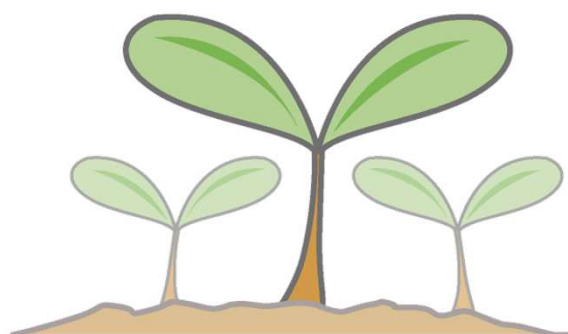




こどもたちの育ちや自立を支援する制度について

（はじめて支援制度を利用しようとするご家族向けの資料）

令和8年4月改訂版





はじめに

ご家族にとって、お子さんの成長や発達は大きな喜びですね。
半面、お子さんの育ちについては非常に敏感になられること
と思います。

お子さんの育ちが気になった時、こどもたちの育ちや自立を支
援する制度はたくさんあります。

しかし、これらの制度は難しく、何かとわからないことが多い
ため、利用に当たってご家族が不安に思われることが多いのでは
ないかと思います。

この冊子は、はじめて支援制度を利用しようとするご家族向け
に、支援制度についてご紹介するものであり、お子さんが必要な
支援に繋がる一歩になることを願って作成したものです。

ぜひお読みいただき、ご活用いただければと思います。





目 次

○支援制度の概要	・・・・・・・・ 1 ～ 2ページ
○どんな支援があるの？	・・・・・・・・ 3 ～ 4ページ
○支援を受けるためには どうすればいいの？	・・・・・・・・ 5 ～ 6ページ
○申請から利用までの 手続きの流れ	・・・・・・・・ 7 ～ 9ページ
○保護者の費用負担は？	・・・・・・・・ 10 ページ
○各支援の内容	・・・・・・・・ 11 ～ 18ページ
○参 考	・・・・・・・・ 19 ～ 20ページ
(岡山県内の相談機関、岡山県内の事業所・施設一覧)	



おことわり

- ・本資料は、令和8年4月現在の法律等に沿って作成しています。
今後、法律等の改正などにより内容が変わることがあります。
- ・個別のご相談やお問い合わせなどは、お住まいの市町村の障害児福祉
窓口へご連絡ください。
なお、市町村によっては、障害児（18歳未満）福祉窓口と障害者
（18歳以上）福祉窓口が異なる場合があります。

支援制度の概要

こどもたちが身近な地域で、発達の状況や特性等に応じた適切かつ専門的な支援が提供されるよう「児童福祉法」や「障害者総合支援法」という法律に基づいて、さまざまな支援が用意されています。

こどもの育ち

乳児期



幼児期



小学校 ～ 中学校

特別支援学校
小学部 ～ 中学部



高校

特別支援学校高等部



通勤・通所



用意されている支援

自宅で生活しながら利用できる支援

地域の事業所（施設）で、こどもの育ちを支援します。

日常生活を送る上での身の回りの支援を行います。

家族が病気の時等に、一時的にお預かりします。



通所系



訪問系



ショートステイ

自宅以外で生活する支援

施設で生活しながら、日常生活の知識等を身につけていきます。



入所系

こどもたちへの支援制度のポイント

お子さんの発達の状況やそのご家庭によって必要な支援は異なります。



お子さんの発達状況やそのご家庭の事情に応じて、「必要な支援」を「組み合わせて」利用することができます。

どのような子どもたちが対象？

18歳未満で、支援（療育）の必要性が認められたお子さんが対象になります。

支援の必要性の有無については、以下のような方法で確認します。

【例】

- ・ 障害者手帳の交付

※障害者手帳には以下の種類があります。

療育手帳（知的障害のあるお子さんに交付されるもの）

身体障害者手帳

精神障害者保健福祉手帳

- ・ 医師による医学的診断（自閉症スペクトラム症や難病等）

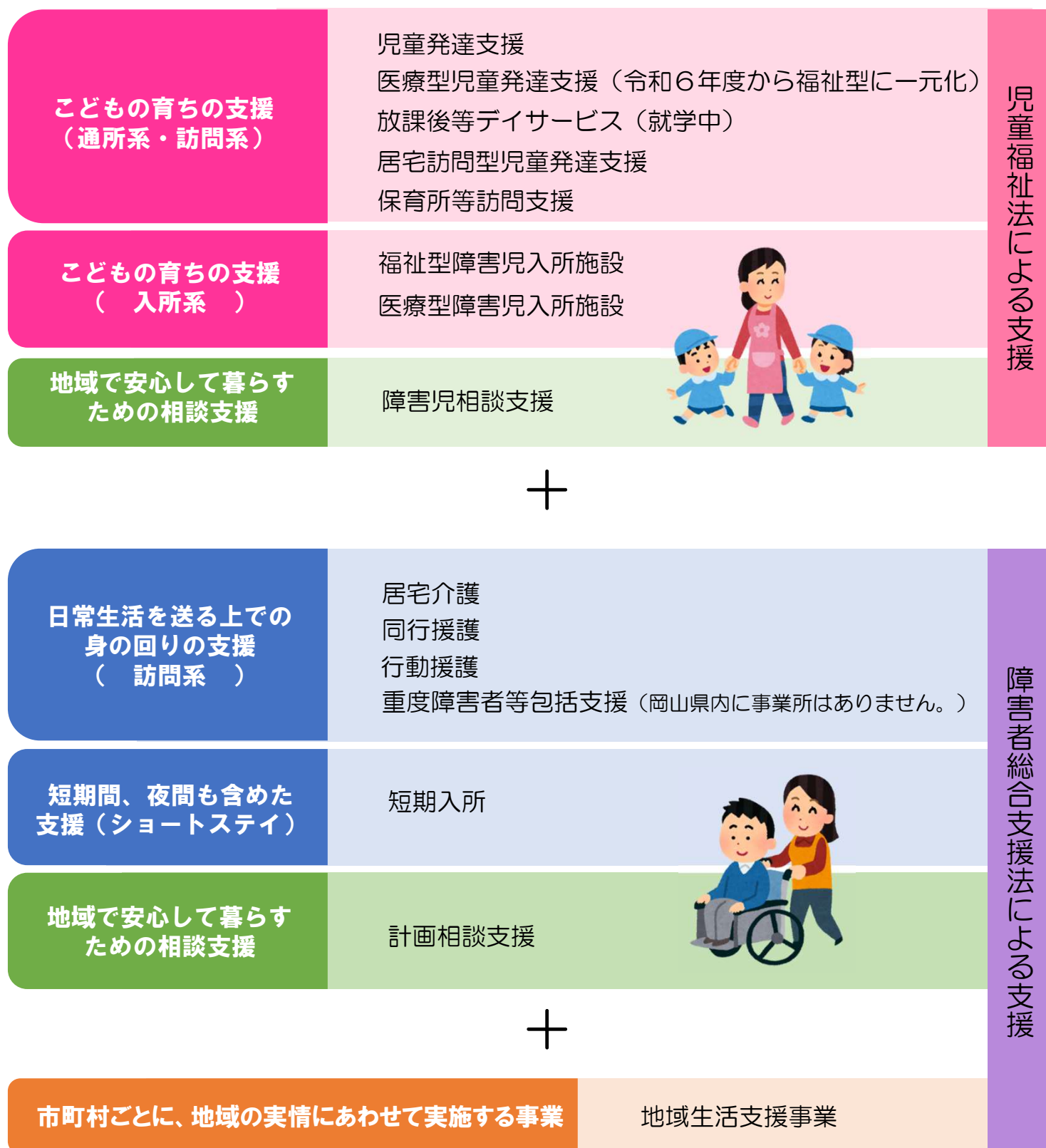
子どもたちへの支援制度のポイント

障害者手帳を所持していることや医学的診断を受けているということが必須というわけではありません。

障害者手帳や医学的診断が無くても、次のようなケースの場合は支援の対象になる場合があります。

- ・ 関係機関（児童相談所や医療機関等）への意見照会などにより、支援の必要性が認められるお子さん
- ・ 特別児童扶養手当等の支給が適当と判断されたお子さん

どのような支援があるの？



各支援の内容については11～17ページの「各支援の内容」をご確認ください。



こどもたちへの支援制度のポイント

15歳以上のお子さんで、**児童相談所**又は**精神保健福祉センター※**が18歳以上の方が利用できる障害福祉サービスの利用が適当と認めた場合、以下のサービスを利用できる場合があります（**特例**）。

※精神保健福祉センター＝精神障害（発達障害を含みます。）

児童相談所＝精神障害（発達障害を含みます。）**以外**
身体障害の場合、身体障害者手帳の交付を受けていることが必要です。

《15歳以上のこどもたちが特例で利用できる障害福祉サービス》

訪問系	重度訪問介護	障害者総合支援法による支援
日中活動系	療養介護 生活介護	
施設系	施設入所支援	
居住支援系	自立生活援助 共同生活援助（グループホーム）	
訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練／生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型＝雇用型／B型） 就労定着支援 就労選択支援（R7.10月～）	
相談支援	地域移行支援 地域定着支援	

各サービスの内容については11～17ページの「各支援の内容」をご確認ください。



支援を受けるためにはどうすればいいの？



支援を利用する場合の申請窓口は、

障害児入所施設以外一市町村の障害児福祉窓口
(福祉事務所等)
障害児入所施設 一児童相談所 になります。

支援を利用する前に



不 安

どこかに通わせた方がいいのかな・・・。
そこまでしないといけないのかな・・・。
どうしたらいいのかわからない・・・。

まずは誰かに相談したい。

いきなり見ず知らずの人に相談することはお子さん・ご家族にとって負担が大きいことと思われます。

まずは、お子さんやご家族にとってできるだけ負担が少ない方法を優先してお選びください。

＜相談先の例＞

- ・お子さんやご家族と乳幼児健診等でお話しをしたことがある市町村の**保健師**や**相談員**等
- ・お子さんの生活の様子をよくご存知の**学校の先生**や**保育園・幼稚園の先生**
- ・お子さんをよく診てもらっている**小児科**のお医者さん。
- ・地域の**相談支援専門員**
(岡山県内の相談支援事業所は県障害福祉課のホームページから確認が可能です。詳しくは20ページをご覧ください。)
- ・その他の**相談機関**
(19ページの「岡山県内の相談機関」をご覧ください。)



《メモ欄》

いま不安に思われていることやわからないこと等を書き留めていただき、
ご相談時にご活用いただければと思います。

日 付	こどもの年齢	不安に思ったこと・わからなかったこと等
/ /	歳 ヶ月	
/ /	歳 ヶ月	
/ /	歳 ヶ月	
/ /	歳 ヶ月	
/ /	歳 ヶ月	

申請から利用までの手続きの流れ①

自宅で生活しながら利用できる支援の場合
(3ページのオレンジ色の支援を除く)

手続きの流れ

申請

市町村障害児福祉窓口

市町村より**利用計画案**の提出
を求められます。

市 町 村
障 害 児
福 祉 窓 口

TEL :

※市町村障害児福祉窓口の方は上記をご記入の上、ご家族に当該資料をお渡しください。

市町村より**受給者証**が交付
された後、事業所（施設）
と**契約**し、利用が開始となり
ます。

利用
計画
案
の
提
出

利用計画案は、**相談支援事業
所の相談支援専門員**に作成を
依頼するか、家族などが作り
ます。

※相談支援専門員は市町村障害児福祉窓口で
紹介していただけます。

相談支援専門員がいる事業所の一覧は県障
害福祉課のホームページで確認できます。
(詳しくは20ページをご覧ください。)

受給者証

住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	氏名 山田 太郎	生年月日 平成25年4月10日	交付年月日 平成25年4月10日	交付印 〇〇市 公印
利用開始日 平成25年4月10日	利用終了日 平成26年3月31日	サービス種別 障害児福祉サービス	支給額 月額10万円	見本

- 利用できるサービスの種類
- 利用できる日数や時間
- 有効期間
- 利用者負担の上限額 など

利用計画

利用計画案の作成	利用計画案の提出	利用計画案の作成	利用計画案の提出
利用計画案の作成は、相談支援専門員が行います。相談支援専門員は、利用者の状況やニーズに基づき、適切なサービスを提供するための計画を作成します。	利用計画案の提出は、相談支援専門員が行います。相談支援専門員は、作成した利用計画案を、市町村障害児福祉窓口へ提出します。	利用計画案の作成は、家族などが行います。家族は、利用者の状況やニーズに基づき、適切なサービスを提供するための計画を作成します。	利用計画案の提出は、家族が行います。家族は、作成した利用計画案を、市町村障害児福祉窓口へ提出します。

- どんな困りごとに対して、どんな支援が必要かなど

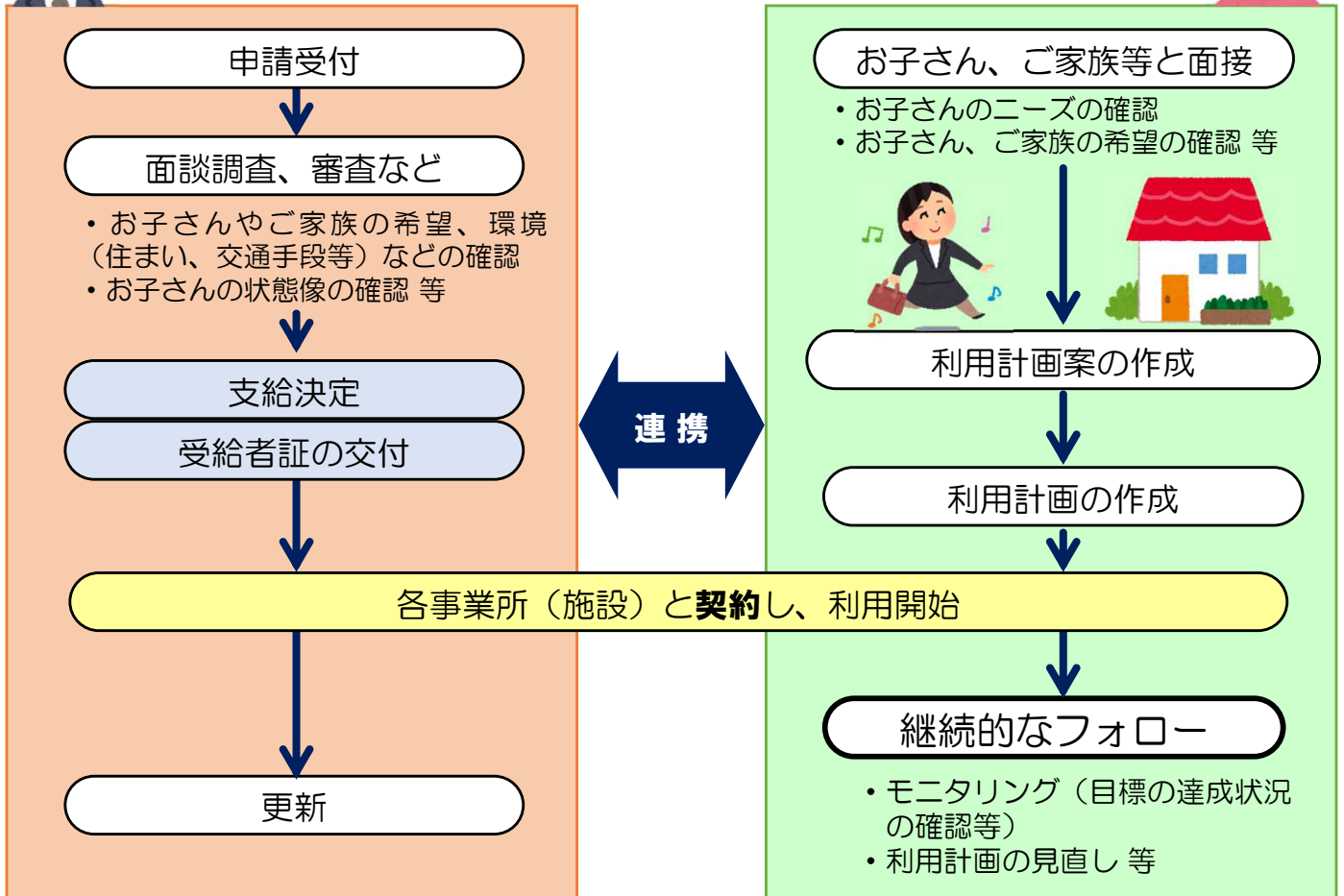
相談支援専門員の役割



市町村障害児福祉窓口



相談支援専門員



どんな支援を、どこで受けるのか、ご家族だけで調べて決めるのは大変です。



地域の「相談支援専門員」が、行政と連携して、しっかりサポートしてくれます。

相談



お子さんやご家族に、日頃困っていることや心配していること、又はできるようになりたいことなどをお聞きします。

支援の方向性の提案



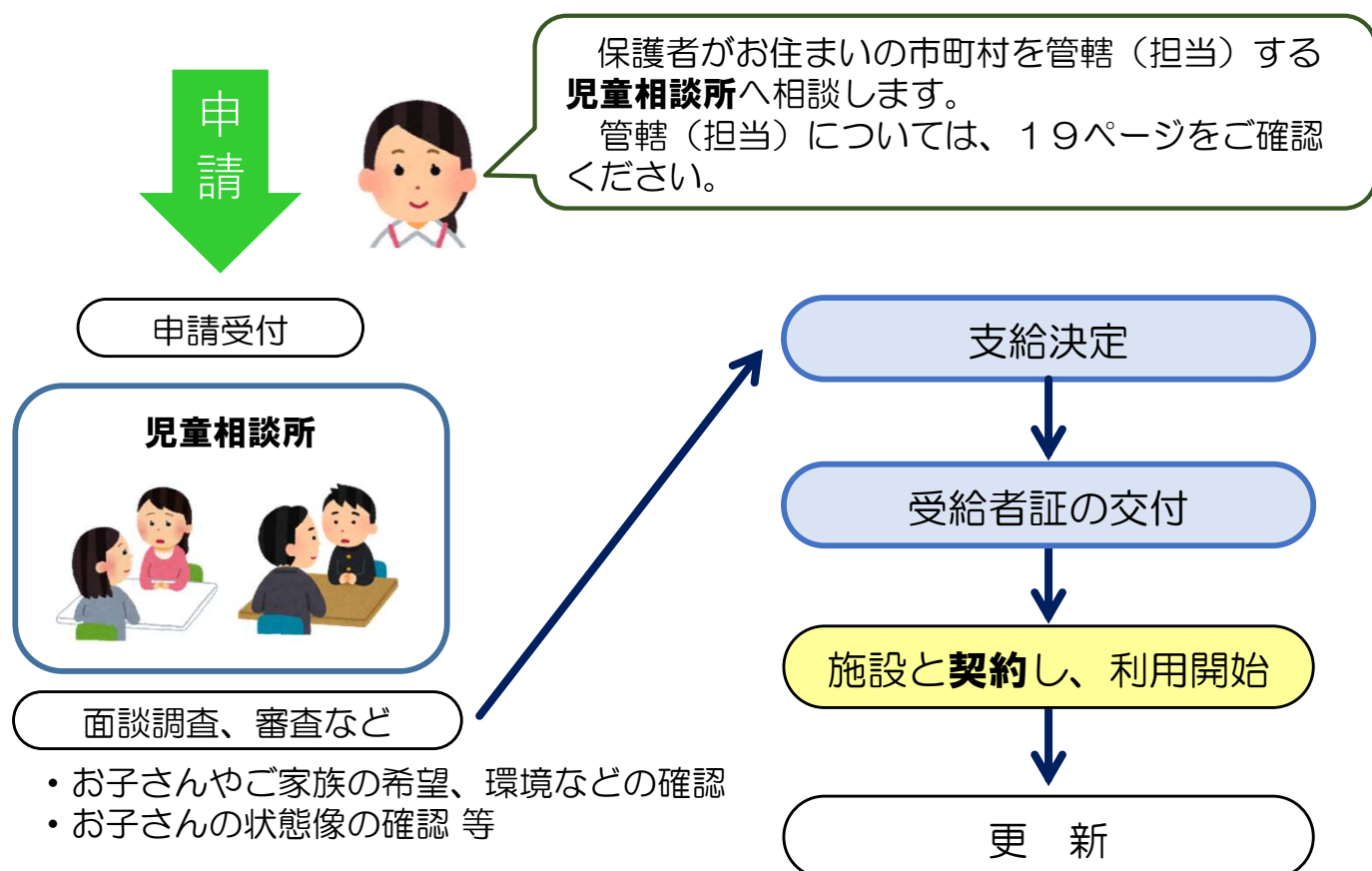
支援の組み合わせ方や利用できる支援などを「利用計画（案）」としてまとめます。

継続的なフォロー



支援を受け始めたあとも、定期的に状況をお聞きし、必要に応じて利用計画を見直します。

申請から利用までの手続きの流れ②（障害児入所施設への入所を希望する場合）



《参考：岡山県内の障害児入所施設》

種 別	名 称	住 所	電話番号
福祉型	旭川学園	岡山市北区祇園866	086-275-4647
	ももその学園	岡山市北区粟井2789	086-299-0622
	津山ひかり学園ひかりの風	津山市川崎1508	0868-26-1091
医療型	旭川療育園	岡山市北区祇園866	086-275-1881
	旭川児童院	岡山市北区祇園866	086-275-1951
	国立病院機構南岡山医療センター	都窪郡早島町早島4066	086-482-1121

保護者の費用負担は？

月ごとの利用者負担には上限があります

利用者負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用した支援の量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

所得を判断する際の世帯の範囲

保護者の属する住民基本台帳の世帯

《負担上限月額の区分》

区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円※1未滿)	通所支援等※2の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

※1 収入が概ね年間890万円以下の世帯が対象となります。

※2 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅介護、短期入所等

《注》 別途、食費等が必要になる場合があります。

上記は利用者負担について、おおまかな説明になります。

詳しくは、利用したい支援等が具体的になる中で、市町村障害児福祉窓口にてご確認ください。

※ なお、2019年10月より以下の対象施設で、就学前の障害児の発達支援にかかる利用者負担が無償化されています。詳しくはこども家庭庁ホームページ等でご確認ください。

【対象期間】

満3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学まで

【対象事業所】

- ・児童発達支援事業所
- ・居宅訪問型児童発達支援事業所
- ・保育所等訪問支援事業所
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

《18歳以上の方が利用できる障害福祉サービスを利用した場合》

15歳以上のお子さんが18歳以上の方が利用できる障害福祉サービス（施設入所支援、療養介護を除く）を利用した場合（P4参照）の所得を判断する際の世帯の範囲は、「**お子さんとその配偶者**」になります。

各支援の内容

岡山県内の事業所・施設は県障害福祉課のホームページから確認が可能です。
詳しくは20ページをご覧ください。

こどもの育ちの支援(通所系・訪問系)

児童発達支援

事業所等に通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

医療型 児童発達支援 (経過的サービス)

児童発達支援と併せて、治療（理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援）を行います。上肢、下肢又は体幹の機能に障害がある児童が対象です。

※ 令和6年度から福祉型に一元化(ただし、令和9年3月末までは、旧基準に基づく支援を行うことが可能です。)

放課後等 デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中に、事業所等に通わせて、生活能力向上のための訓練や、社会との交流体験などを行います。

※ 就学中の児童(幼稚園、大学は除く。)が対象

居宅訪問型 児童発達支援

重度の障害などにより、外出が著しく困難な障害のある児童の居宅を訪問して発達支援を行います。

保育所等 訪問支援

児童が通っている保育所等に、専門知識のある職員が訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

※ 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園等に
通う児童又は乳児院、児童養護施設に入所する児童が対象



こどもの育ちの支援(入所系)

福祉型障害児 入所施設 ※

施設に入所しているお子さんに対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行います。

医療型障害児 入所施設 ※

施設に入所又は指定医療機関に入院しているお子さんに対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行います。

※例外的に、20歳まで利用が可能



日常生活を送る上での身の回り支援(訪問系)

居宅介護	ヘルパーが自宅を訪問し、入浴、食事などの介助（身体介護）や調理、洗濯、掃除などのお手伝い（家事援助）、病院などへの付き添いを行います。
☆重度訪問介護	ヘルパーが自宅に長時間滞在し、見守りとともに、身体介護や家事援助、外出時の移動支援などを行います。 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害により行動上著しい困難があって、常時介護を要する方が対象です。 ※ 平成30年4月1日より、日常的に重度訪問介護を利用している最重度の方は、入院中の医療機関においても、意思疎通支援等を受けることができるようになりました。
同行援護	視覚障害のため移動に著しい困難を有する方に、外出時の付添い、移動のための情報提供、食事の介助などを行います。
行動援護	知的障害や精神障害等により、自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するため、必要な支援や付き添いなどを行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。 （※岡山県内に事業所はありません。）

☆は15歳以上の場合、特例により利用が可能（4ページ参照）



日中の通所支援

☆生活介護

昼間、事業所等において、入浴や食事などの介護を行いながら、創作的活動や生産活動の機会を提供します。常時介護を要する方が対象です。

☆自立訓練 (機能／生活)

事業所等や自宅などにおいて、自立した生活ができるよう、身体機能または生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

※ 平成30年4月1日より機能訓練、生活訓練ともに障害の区別なく利用可能となりました。

☆就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や、求職活動の支援を行います。

☆就労継続支援 (A型／B型)

現時点では一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供しながら、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

○ A型…原則、施設と雇用契約を結びます。

○ B型…雇用契約を結びません。

☆就労定着支援

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

☆就労選択支援

就労を希望する人に、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう支援を行います。

☆は15歳以上の場合、特例により利用が可能（4ページ参照）



入所やグループホームなどでの生活支援

短期入所 (ショートステイ)

自宅で介護している人が病気の時などに、短期間、施設に入所していただき、身体介護など必要な支援を行います。

☆施設入所支援

障害者支援施設に入所して生活する方に対し、主に夜間、入浴や食事などの介護、生活に関する相談・助言など、日常生活上必要な支援を行います。

※ 昼間は、同じ施設の中で、生活介護や自立訓練などのサービスを利用することになります。



☆療養介護

長期入院による医療的ケアと併せて常時介護を必要とする方に対し、医療機関において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活の支援を行います。

☆自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力、生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

☆共同生活援助 (グループホーム)

共同生活用の住宅（グループホーム）で生活する方に対し、主に夜間、世話人や生活支援員が、相談や日常生活上の支援を行います。介護の必要性が認定されている方に対しては、介護の支援も行います。



☆は15歳以上の場合、特例により利用が可能（4ページ参照）



地域で安心して暮らすための相談支援

障害児相談支援

※3ページの**ピンク色**のサービスを利用するとき

障害児支援利用援助

＝ 障害児支援利用計画（案を含む。）を作成します。

継続障害児支援利用援助

＝ 支援の実施状況の確認や支援内容の見直し等（モニタリング）を行います。

計画相談支援

※3～4ページの**青色**のサービスを利用するとき

サービス利用支援

＝ サービス等利用計画（案を含む。）を作成します。

継続サービス利用支援

＝ 支援の実施状況の確認や支援内容の見直し等（モニタリング）を行います。



☆地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設などを退所する方に対し、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談、外出への同行、関係機関との調整などの支援を行います。

☆地域定着支援

自宅で単身生活をしている方などに対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

☆は15歳以上の場合、特例により利用が可能（4ページ参照）



市町村ごとに地域の実情にあわせて実施する事業(市町村地域生活支援事業)



市町村地域生活支援事業については、事業内容や利用条件などが市町村によってそれぞれ異なります。詳しくは、お住まいの市町村の障害福祉担当窓口へお尋ねください。

《参考：市町村地域生活支援事業の例》

日中一時支援	障害のある方の日中における活動の場を確保することで、家族の就労支援や日常的に介護している家族へ一時的な休息を提供します。
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある方に対し、外出のための支援を行います。
日常生活用具 給付等	障害のある方などに対し、日常生活用具の給付や貸与を行います。

《注》どの事業を実施するかについては、地域の実情等に応じて市町村が判断します。
このため、上記事業についても取り組んでいない市町村があります。

市町村地域生活支援事業 実施状況 (市町村名：)	
事業名	事業内容

※市町村障害児福祉窓口の方は、お子さんが利用可能な事業について上記にご記入ください。



《メモ欄》

お住まいの市町村で利用可能な支援について記録する際にお使いください。

	支援名	事業所等名	電話番号	住 所	備 考
3ページ ピンク色の支援	児童発達支援				
	放 課 後 等 デイサービス				
3～4ページ 青色の支援	短 期 入 所 (ショートステイ)				
3ページ オレンジ色の支援	日中一時支援				

《参 考》

岡山県内の相談機関

《児童相談所》

名 称（電話番号）	管轄（担当）	住 所
中央児童相談所 (086-235-4152)	玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、 和気町、吉備中央町	岡山市北区南方二丁目13-1
倉敷児童相談所 本所 (086-421-0991)	倉敷市、総社市、早島町	倉敷市美和1-14-31
倉敷児童相談所 井笠相談室 (0865-69-1680)	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、 矢掛町	笠岡市六番町2-5
倉敷児童相談所 高梁分室 (0866-21-2833)	高梁市	高梁市落合町近似286-1
倉敷児童相談所 新見相談室 (高梁分室と同じ)	新見市	新見市高尾2400
津山児童相談所 (0868-23-5131)	津山市、真庭市、美作市、新庄村、 鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、 久米南町、美咲町	津山市山北288-1
岡山市こども総合相談所 (086-803-2525)	岡山市	岡山市北区鹿田町1-1-1

《発達障害者支援センター》

名 称	対 象	電話番号
おかやま発達障害者支援センター 本所 (086-275-9277)	岡山市以外 にお住まいの方	岡山市北区祇園866 (旭川荘療育・医療センター内)
おかやま発達障害者支援センター 県北支所 (0868-22-1717)		津山市山下53 (美作県民局内)
岡山市発達障害者支援センター 愛称：ひか☆りんく (086-236-0051)	岡山市 にお住まいの方	岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター1階

ここに掲載しておりますのは**一部の機関**になります。
ご家族にとって利用のしやすい相談機関がこの他にもあるかもしれません。お住まい
の市町村の障害児福祉窓口にてご確認ください。



岡山県内の事業所・施設一覧

岡山県子ども・福祉部福祉企画課のホームページから確認が可能です。

URL

<http://www.pref.okayama.jp/page/785878.html>

ページ番号検索「0785878」



QRコード

ページが開きましたら、「**保健福祉施設・病院等一覧**」をクリックしてください。
事業所・施設の一覧をPDFファイルで掲載しております。

- 「**児童福祉施設**」
＝3ページの**ピンク色**のサービスになります。
- 「**障害福祉サービス**」
＝3～4ページの**青色**のサービスになります。
- 「**相談支援事業**」
＝3ページの**緑色**のサービスになります。

※**地域生活支援事業**（3ページの**オレンジ色**のサービス）を実施している事業所等については、お住まいの市町村の障害福祉担当窓口でご確認ください。

※ 上記は4月1日時点の事業所・施設一覧になります。





令和8年4月発行

＜本冊子に関するお問合せ先＞

岡山県子ども・福祉部障害福祉課

〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下2丁目4番6号

TEL：086-226-7345